

【訂正後】

学校給食用食器仕様書

- 1 本仕様書は、大和高田市（以下「市」という。）が購入する学校給食用食器について必要な事項を定める。
- 2 納入場所

大和高田市立高田中学校	大和高田市大中東町 5-48
大和高田市立片塩中学校	大和高田市中三倉堂 2-9-28
大和高田市立高田西中学校	大和高田市大字池田 330
- 3 規格・数量
別紙詳細のとおり
- 4 納入期限
令和 8 年 7 月 14 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
ただし、納入日は夏季または冬季、春季給食停止期間中における、本市が指定する期間中とする。

{	夏季納入可能期間：令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 31 日まで
	冬季納入可能期間：令和 8 年 12 月 19 日から令和 9 年 1 月 6 日まで
	春季納入可能期間：令和 9 年 3 月 18 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 5 その他
 - (1) 配送、開封は受注者が行い、その費用を負担する。
 - (2) 既存の食器は一括で引き取り、受注業者が責任をもって処分すること。
(既存食器は各食器約 1,900 枚程度)
 - (3) 納入は一括で行い、梱包段ボール等は持ち帰ること。
 - (4) 製品の不備、不良が生じた際は誠意をもって調査、対応するとともに無償交換をすること。
 - (5) 市が指定する使用及び品番に該当する物品に欠品が生じた場合、別途協議により対応する。

学校給食用食器仕様書（詳細）

1 品名・仕様・数量

品名	※メーカー・ 参考品番	仕様				数量			
		色	サイズ (mm)	容量 (ml)	重量 (g)	高田	片塩	高田西	合計
PEN 樹脂食器 (菜皿)	台和 DSP-1802S	SLG スクエアライングリーン	Φ180×26H	---	102	360	600	370	1,330
	三信化工 PNS-7E	BLG ブロックライングリーン	Φ180×26H	---	104				
PEN 樹脂食器 (カレー皿)	台和 DSP-2193S	SLG スクエアライングリーン	Φ219×36H	830	177	360	600	370	1,330
	三信化工 PNS-20E	BLG ブロックライングリーン	Φ219×36H	830	183				
PEN 樹脂食器 (ボール)	台和 DSB-1456S	SLG スクエアライングリーン	Φ145×61H	520	90	360	600	370	1,330
	三信化工 PNB-32E	BLG ブロックライングリーン	Φ145×61H	520	92				
PEN 樹脂食器 (ボール)	台和 DSB-1205S	SLG スクエアライングリーン	Φ120×50H	290	60	360	600	370	1,330
	三信化工 PNB-26E	BLG ブロックライングリーン	Φ120×50H	290	60				
PEN 樹脂食器 (ボール)	台和 DSB-1456S	Y イエロー	Φ145×61H	520	90	360	600	370	1,330
	三信化工 PNB-32E	C クリーム	Φ145×61H	520	92				

※メーカーは全て統一、品番は各食器で統一すること。

2 材質等

(1) 材質

- ・内子にポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂、外子にはポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂＋ポリフェニルスルホン（PPSU）樹脂またはポリエーテルスルホン（PES）を配合していること。

(2) 構造

- ・絵柄は、塗装の剥がれや流失を防止するため、二重成形構造（内子と外子の間に塗装を施す）とし、それ以外には一切塗料を施さないこと。
- ・食材による着色（カレー、トマトケチャップ、スイカ等）することのない素材を用いること。
- ・食器内側表面はエンボス加工シボ加工等特殊な凸凹加工を施し、食材残留がしにくい仕様であること。

(3) 耐薬品性

- ・酸、アルカリ、油、リモネン（柑橘類の皮に含まれる成分）などで侵されないこと。

(4) 環境配慮

- ・ISO14001（環境マネジメントシステム規格）を所得した工場で製造された製品であること。
- ・リサイクル可能であること。

(5) 安全性

- ・食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号、最終改訂平成28年厚生労働省告示第245号に適していること。
- ・ポリオレフィン等衛生協議会の業界自主基準のC確認証明書の交付を受け、PLマークを刻印していること。
- ・主原料（PEN）や耐熱確保のための副原料の生成過程において、環境ホルモン物質の疑いのあるビスフェノールAを使用していないこと。
- ・原料以外に発がん性物質、酸化防止剤、添加剤を使用していないこと。
- ・以下の試験検査成績書を添付すること。
 - ①食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号、最終改訂平成28年厚生労働省告示第245号に合格していることを示す厚生労働省登録機関による試験検査成績書の写し。
 - ②業界団体（ポリオレフィン等衛生協議会）の自主規制基準に適合していることの証明書の写し。

③酸化防止剤等の添加物が使用されていないことを証明する公的試験検査機関の検査成績書の写し。

(6) 耐熱性

- ・耐熱温度は 120℃以上であり、消毒保管庫において使用しても食器が変形しないこと。

(7) その他

- ・塩素系及び酸素系漂白剤を使用しての消毒が可能であること。
- ・食器裏側に製造会社名、型番（品番）、製造年記号、樹脂名、PL マークの刻印がされていること。

(8) 参考型番

- ・参考型番については、表のとおりとする。なお、参考型番以外で応札する場合、上記の安全性を証明する公的試験検査機関の検査成績書の写し及び原料メーカーから出される原材料証明書の写しとサンプル品、カタログ、納入予定商品明細書（様式は問わない）及び別紙同等品申請書を提出し、承認を得ること。